

○ 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第三条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十八条の三第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、当該業務に係る収益について、様式第八により、毎事業年度経過後三月以内に書面等を総務大臣に提出しなければならない。 2 前項に規定する電気通信事業者たる法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅する法人の前項に規定する収益について、様式第八により、当該合併があつた日の属する事業年度経過後三月以内に書面等を総務大臣に提出しなければならない。	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、施行の日以後終了する事業年度から適用する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新省令」という。）第三条第一項に規定する電気通信事業者は、平成十二年度に係る同項の規定による書面等をこの省令の施行の日から十日以内に提出しなければならない。

2 前項の場合において、前項の規定により書面等を提出しなければならない電気通信事業者が平成十二年四月一日からこの省令の施行の日までの間にされた新省令第三条第一項に規定する電気通信事業者たる法人の合併後に存続した法人又は合併により設立された法人であるときは、当該電気通信事業者は、その合併により消滅した法人（当該法人が平成十二年四月一日からこの省令の施行の日までの間にされた新省令第三条第一項に規定する電気通信事業者たる法人の合併後に存続した法人又は合併により設立された法人であるときは、その合併により消滅した法人を含む。）に関する前項の規定による書面等を

あわせて提出しなければならない。

改 正 案

様式第 2

電気通信役務契約等状況報告

年度末現在

事業者名_____

役務の種類

都 道 府 県	単位料金区域	契 約 数
合	計	

注 1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信、ファクシミリ装置を用いて通信を行うデータ伝送役務並びにキャプテン及び総合通信デジタル通信サービスに係るデータ伝送役務を除き、パケット単位で課金するデータ伝送役務については移動電気通信役務に係るものに限る。）について記載することとし、サービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 携帯電話及びPHSに係るデータ伝送役務については、専らデータ伝送役務の用に供する携帯電話及びPHSの契約数を再掲すること。

3 音声伝送役務については、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条第 1 号に掲げる機関が行う重要通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に定める事項を内容とする通信をいう。）を優先的に取り扱うこととした加入電話、携帯電話又はPHS（以下「優先電話」という。）について当該機関ごとに別葉に再掲すること。

4 「都道府県」の欄は音声伝送役務及びデータ伝送役務について記載すること。「単位料金区域」の欄は、加入電話について記載すること。ただし、別葉に再掲する優先電話については、記載を要しない。

5 「契約数」の欄は、契約約款等において事務用及び住宅用の区別がある場合には、単位料金区域ごとに上段に事務用、中段に住宅用、下段に契約数の合計を記載することとし、公衆電話の場合には、設置台数を記載すること。

6 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェースの種類ごとに別葉とすること。

7 都道府県の欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えない。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

現 行

様式第 2

電気通信役務契約等状況報告

年度末現在

事業者名_____

役務の種類

都 道 府 県	単位料金区域	契 約 数
合	計	

注 1 （同左）

2 （同左）

3 （同左）

4 （同左）

5 （同左）

6 （同左）

7 （同左）

改 正 案

現 行

様式第 8

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
電気通信役務の業務に係る収益報告

年 月 日から

年 月 日まで

事業者名

()

(単位 円)

1	電気通信事業営業収益	
	(1) 音声伝送	
	(2) データ伝送	
2	附帯事業営業収益	

注 1 「附帯事業営業収益」の欄には、端末販売収入等特定移動端末設備に係る収入に
ついて項目ごとに記載すること。

2 合併があつたときは、合併により消滅する法人の名称を () 内に記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。